

外国人への生活保護の廃止を求める請願

平成 年 月 日

厚生労働大臣 舩添要一殿

請願者住所

請願者氏名

請願事項

各都道府県知事あて厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号）の廃止を求めます。

請願理由

生活保護法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定されています。このことからいっても、生活保護法の対象となる「生活に困窮するすべての国民」とは日本国民のことであり、日本国籍を有さない外国人でないことは明白であります。

しかしながら、国籍条項があるにもかかわらず、外国人にも生活保護法が準用されています。生活保護法の外国人への準用は、法律上の権利として保障したのではなく、各都道府県知事あて厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号）に基づく一方的な行政措置によって行っているにすぎません。厚生労働省は、生活保護法の外国人への準用の理由を、納税の義務を果たしている日本国民に説明する義務があります。

日本国民は、生活保護法の外国人への準用のために、納税の義務を果たしているわけではありません。日本国内で生活基盤を築くことができない外国人は、自分の国へ帰るべきであります。生活保護の制度は、生活に困窮するすべての日本国民のために存在するべきであります。このままでは、正直な日本国民が報われません。

日本国が法治国家であるならば、速やかに外国人への生活保護法の準用を可能とした法的根拠のない局長通知を廃止するよう、厚生労働省に請願します。